

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項												
(1)	釧海共第1号	厚岸郡浜中町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	浜中町(散布を除く)	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					こんぶ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					あさり漁業																	
					おおのがい漁業																	
					おおみぞがい漁業																	
					さらがい漁業																	
					つぶ漁業																	
					ほたてがい漁業																	
					ほっきがい漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					ほっかいえび漁業																	
(2)	釧海共第2号	厚岸郡浜中町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	浜中町散布	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					ふのり漁業																	
					つぶ漁業																	
					うに漁業																	
					ほっかいえび漁業																	
(3)	釧海共第3号	厚岸郡厚岸町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	おごのり漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	厚岸町	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)											
					ぎんなんそう漁業																	
					こんぶ漁業																	
					のり漁業																	
					ふのり漁業																	
					あさり漁業																	
					つぶ漁業																	
					ほたてがい漁業																	
					ほっきがい漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					ほっかいえび漁業																	
					(4)							釧海共第4号	釧路郡釧路町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	釧路町	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
こんぶ漁業																						
のり漁業																						
ふのり漁業																						
つぶ漁業																						
ほたてがい漁業																						
ほっきがい漁業																						
うに漁業																						
えむし漁業																						
ほっかいえび漁業																						
(5)	釧海共第5号	釧路市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業		ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	釧路市(阿寒町及び音別町を除く)	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。					左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)						
						こんぶ漁業																
						のり漁業																
					ふのり漁業																	
					つぶ漁業																	
					ほたてがい漁業																	
					ほっきがい漁業																	
					うに漁業																	
					えむし漁業																	
					ほっかいえび漁業																	

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項		
(6)	釧海共第6号	白糠郡白糠町 及び釧路市音 別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白糠町及び釧路 市音別町	漁業権行使規則には、つぶ漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)	
				つぶ漁業								
				ほたてがい漁業								
				ほっきがい漁業								
(7)	釧海共第7号	厚岸郡浜中町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜中町(散布を 除く)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)	
				かすべ刺し網漁業								
				かれい刺し網漁業								
				きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業								
				こまい・はたはた刺し網漁業								
				にしん刺し網漁業								
				ほっけ・こまい刺し網漁業								
				ちか・こまい・はたはた小型定置網漁業								
				ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで							
				こまい・ちか氷下待網漁業	12月1日から翌年4月30日まで							
				第三種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網							1月1日から12月31日まで
				(8)	釧海共第8号							厚岸郡浜中町 地先
かすべ刺し網漁業												
かれい刺し網漁業												
きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業												
こまい・はたはた刺し網漁業												
にしん刺し網漁業												
ほっけ・こまい刺し網漁業												
ちか・こまい・はたはた小型定置網漁業												
(9)	釧海共第9号	厚岸郡厚岸町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	厚岸町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)	
				かれい刺し網漁業								
				きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業								
				こまい・はたはた刺し網漁業								
				にしん刺し網漁業								
				ほっけ刺し網漁業								
				わらずか刺し網漁業								
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業								
				しらうお小型定置網漁業								
				にしん小型定置網漁業								
				ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで							
				こまい・ちか氷下待網漁業	12月1日から翌年4月30日まで							
				しらうお張待網漁業	1月1日から12月31日まで							
(10)	釧海共第10号	釧路郡釧路町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	釧路町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)	
				かれい刺し網漁業								
				きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業								
				こまい・はたはた刺し網漁業								
				にしん刺し網漁業								
				ほっけ刺し網漁業								
				しらうお小型定置網漁業								
				ちか・こまい・にしん小型定置網漁業								
				ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで							

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(11)	釧海共第11号	釧路市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	釧路市(阿寒町 及び音別町を除く)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは35メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、5メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業							
				ます小型定置網漁業							
かれい・こまい・はたはた底建網漁業	6月1日から8月10日まで	1月1日から12月31日まで									
(12)	釧海共第12号	白糠郡白糠町 及び釧路市音別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	白糠町及び釧路市音別町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほつけ刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業							
ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで										
(13)	釧海共第13号	厚岸郡厚岸町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜中町(散布を除く)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かすべ刺し網漁業							
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほつけ・こまい刺し網漁業							
(14)	釧海共第14号	厚岸郡厚岸町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かじか・わらずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浜中町散布	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かすべ刺し網漁業							
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほつけ・こまい刺し網漁業							
(15)	釧海共第15号	厚岸郡厚岸町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	厚岸町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほつけ刺し網漁業							
				わらずか刺し網漁業							
(16)	釧海共第16号	釧路郡釧路町 地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	釧路町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししやも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほつけ刺し網漁業							
				ほつけ刺し網漁業							

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(17)	釧海共第17号	釧路市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	釧路市(阿寒町 及び音別町を除く)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは35メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは35メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ(網立)は、5メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				かれい・こまい・はたはた底建網漁業							
(18)	釧海共第18号	白糠郡白糠町 及び釧路市音別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	白糠町及び釧路市音別町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・ししゃも刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほっけ刺し網漁業							
(19)	釧海共第19号	厚岸郡浜中町 及び厚岸町、 釧路郡釧路町、 釧路市並びに 白糠郡白糠町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	浜中町、厚岸町、釧路町、釧路市(阿寒町を除く)及び白糠町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(20)	十海共第1号	十勝郡浦幌町 及び中川郡豊頃町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	浦幌町及び豊頃町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				こんぶ漁業							
				えぞばかがい漁業							
				ほっきがい漁業							
				うに漁業							
(21)	十海共第2号	広尾郡大樹町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	大樹町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				ほっきがい漁業							
				えむし漁業							
(22)	十海共第3号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	広尾町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				こんぶ漁業							
				すじめ漁業							
				のり漁業							
				ふのり漁業							
				まつも漁業							
				あさり漁業							
				えぞばかがい漁業							
				ほっきがい漁業							
				うに漁業							
				えむし漁業							

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(23)	十海共第4号	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	浦幌町及び豊頃町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
(24)	十海共第5号	広尾郡大樹町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	大樹町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
(25)	十海共第6号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 つぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	広尾町	漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ、アブラガニ及びタコが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)	
(26)	十海共第7号	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	浦幌町及び豊頃町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほっけ刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業							
ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで										
第三種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									
(27)	十海共第8号	広尾郡大樹町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	大樹町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほっけ刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業							
ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで										
第三種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									
(28)	十海共第9号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	広尾町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。ただし、ます小型定置網漁業についてはカラフトマスを除く。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほっけ刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか・こまい小型定置網漁業							
ます小型定置網漁業	6月1日から8月10日まで										
第三種共同漁業	きゅうりうお・こまい・ちか地びき網漁業	1月1日から12月31日まで									
(29)	十海共第10号	十勝郡浦幌町及び中川郡豊頃町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	浦幌町及び豊頃町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				かれい刺し網漁業							
				きゅうりうお・ちか刺し網漁業							
				こまい・はたはた刺し網漁業							
				にしん刺し網漁業							
				ほっけ刺し網漁業							

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(30)	十海共第11号	広尾郡大樹町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	大樹町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	十海共第12号	広尾郡広尾町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 こまい・はたはた刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	広尾町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	十海共第13号	十勝郡浦幌町、中川郡豊頃町並びに広尾郡大樹町及び広尾町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 たら刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦幌町、豊頃町、大樹町及び広尾町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(33)	浜中海区第1号	厚岸郡浜中町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 こんぶ養殖業 かき養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(34)	浜中海区第2号	厚岸郡浜中町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 こんぶ養殖業 うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	浜中町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(35)	厚岸海区第1号	厚岸郡厚岸町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 かき養殖業 第三種区画漁業 あさり養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	厚岸町	(第一種区画漁業) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (第三種区画漁業) なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(36)	厚岸海区第2号	厚岸郡厚岸町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 こんぶ養殖業 わかめ養殖業 かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	厚岸町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 定置漁業の漁具の敷設中は、当該漁具から400メートル以上離れて養殖施設を設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(37)	昆海区第1号	釧路郡釧路町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業 かき養殖業 はたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	釧路町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

釧路十勝海区漁場計画(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(38)	釧路海区第1号	釧路市地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	釧路市(阿寒町 及び音別町を除く)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(39)	釧路海区第2号	釧路市地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	釧路市(阿寒町 及び音別町を除く)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(40)	釧路海区第3号	釧路市地先	別紙のとおり	第三種区画漁業	うに養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	釧路市(阿寒町 及び音別町を除く)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(41)	豊頃海区第1号	中川郡豊頃町 地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	豊頃町及び浦幌 町	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び 横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間 にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上 の高さに設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし